

令和7年度 市民共創チャレンジ事業補助金 募集要項
〔新市誕生20周年特別枠〕

1 募集概要

持続可能な地域コミュニティ活動に向けた地域間の連携を促進するため、地域間の相互交流を図る市民参加型イベント等の取組を支援するもの。

2 対象要件

(1) 異なる連合自治会の区域※^①で活動する2以上の地域組織※^②が連携すること

①異なる連合自治会の区域：全36地区の連合自治会の区域

②地域組織

- ・自治会
- ・公共的団体（例）PTA、児童クラブ、老人会、婦人会など
- ・当該地域で活動する営利を目的としない団体（例）同窓会、互助会、NPOなど

※原則として、1年以上の活動実績があること。但し、今後も継続的な活動を行うことが予定されている場合はその限りでない
※会則、規則等を定めていること

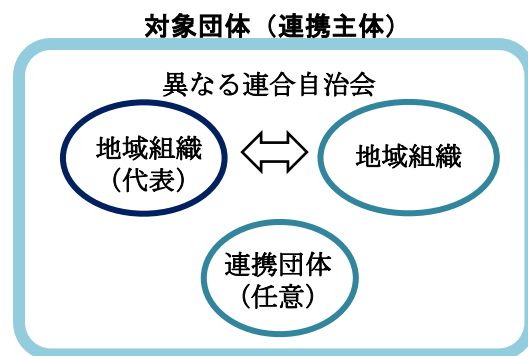
(2) 地域組織のいずれかが代表団体となること

(3) その他の連携団体※^③は任意で参入可能

③その他の連携団体

- ・公共的団体、NPO、企業、大学など

※活動場所、構成員の人数、活動内容等の要件は設けません。



3 対象事業

(1) 2つ以上の地域組織が連携して創り上げる事業

(2) 地域住民相互の交流が図られる事業

地域組織の役員・会員だけでなく、当該地域双方の住民が参加できること

(3) 当該地域外から市民の参加が可能であるもの

公開される事業であること

(4) 持続可能な地域コミュニティ活動に資する取組であるもの

補助事業を契機として、当該地域組織間での継続的な交流・連携が予定されていること。連携の枠組みがより多くの地域組織間に広がることを期待できること

(5) 令和8年3月31日までに完了できる事業であること

(6) 地域間の一体感の醸成が期待できるもの

4 補助金の額

(1) 補助率

補助対象経費の3分の2 ※千円未満の端数は切り捨て

(2) 補助限度額

① 連合自治会の区域を越えて連携する活動：上限額50万円

② 旧高岡市の区域内に所在する地域と、旧福岡町の区域内に所在する地域間で連携する活動：上限額100万円

5 補助対象経費

謝金、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料、使用料・賃借料

※人件費、旅費、打ち合わせ会議等における飲食代、修繕・工事等のハード事業経費は対象外です。

※市の交付決定後に支出された経費が対象となります。

6 申請方法

事業内容の確認のため、申請書類提出の前に、必ずご相談をお願いします。

次の書類を事業開始の1か月前を目安に、直接か郵送、メールでご提出ください。書類の様式は高岡市公式ホームページからダウンロードしてください。

※連携・協力先（行政の担当課、関係機関など）には、申請前に必ず事前協議を行ってください。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

(1) 提出書類

① 新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）

② 新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業計画書（様式第2号）

③ 新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業収支予算書（様式第3号）

（委託料については、見積書やカタログの写し等、金額の根拠が分かるものを添付してください。）

④ 新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業連携主体概要書（様式第4号）

⑤ 団体の規約、会則等（代表団体及び連携団体である地域組織）

⑥ 団体の役員又は構成員名簿（連携主体の構成団体全て）

(2) 提出先

高岡市 市長政策部 チェンジ推進課 連携推進係

（住所）〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

（電話）0766-20-1101

（FAX）0766-20-1670

（メール）change@city.takaoka.lg.jp



市公式 HP

7 審査、補助金の交付決定

市は申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。市はその結果を速やかに申請者に通知します。なお、補助金は、交付決定額の一部の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。詳細は、チェンジ推進課にお問い合わせください。

8 事業の実施

市の交付決定後に、事業を開始することができます。
令和8年3月31日までに事業を完了してください。

9 事業実績の報告

事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市チェンジ推進課へ提出してください。

- ①新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第6号）
 - ②新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業実施報告書（様式第7号）
 - ③新市誕生20周年市民共創チャレンジ事業収支決算書（様式第8号）
 - ④記録写真等の補助事業の成果を証する書類
 - ⑤収支決算書に記載されている支出を証明する領収書等の写し
- 上記の書類等に基づき、補助金を交付します。

10 その他留意事項

不正な行為があったと認められる場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることがあります。

この募集要項に定めのない事項は実施要綱に基づくこととします。